

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について

障害福祉行政の推進につきまして、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年3月13日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災を踏まえ、3月23日付けで障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等について調査を実施したところですが、今般、その調査結果をとりまとめたので送付します（別添1）。

当該調査では、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める非常災害に関する具体的計画の未策定、定期的な避難訓練の未実施が各々20%を超える実態等が見受けられたところです。

また、消防庁が実施した「小規模社会福祉施設等の防火対策に係る緊急調査結果」（別添2）においても、主に障害の程度が重い方が入居する障害者のケアホームで、消防計画の策定、消防訓練の実施、防災規制への対応など、運営面を中心に消防法令上何らかの違反があったものが50%を越えている実態が見受けられたところです。

つきましては、既に「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等の点検について」（平成22年3月17日付け事務連絡。別添3）により、管内の障害者のグループホーム・ケアホームの防火安全体制の点検等をお願いしているところですが、改めて、下記の点にご留意の上、障害者のグループホーム・ケアホームの防火安全対策の徹底が図られますようお願いいたします。

記

1. 調査結果を踏まえた対応について

(1) 非常災害対策の適切な実施

障害者のグループホーム・ケアホームにおける以下の非常災害対策の実施状況に不備が認められたものについては、速やかに是正措置を講じること。

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業員に対する周知
- ④ 定期的な避難訓練の実施

また、非常災害時に地域住民・消防関係者との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施等地域における連携体制の促進に努めること。

(2) 消防用設備の整備について

平成21年4月施行の消防法施行令改正により新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、平成24年3月まで猶予が設けられているが、利用者の安全を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金等を活用しつつ、速やかに設置を進めること。

また、設置義務がない障害者のグループホーム・ケアホームについても、これらの消防用設備の設置に当たっては、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者就労訓練設備等整備費（グループホーム等改修事業）を活用できることとしているので、当該制度を活用しつつ、設置の促進に努めること。

2. その他

消防庁が実施した「小規模福祉施設等の防火対策に係る緊急調査結果」を踏まえ、消防庁予防課長から別添通知（別添4）がなされているので、消防部局と連携を図りながら対応すること。

なお、本件については、消防庁に連絡済みであることを念のため申し添える。

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防災安全体制等
に関する緊急調査について（結果）

〔調査対象〕

	全数	回答数	回答率
事業所数	4,613	3,911	84.8%
共同生活住居数	12,230	10,299	84.2%

1. 消防用設備の状況

(1) スプリンクラー設備（消防法第17条、消防法施行令第12条）

	設置合計		設置義務有		設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無
共同生活住居数	523	9,776	206	98	317	9,678
割合	5.1%	94.9%	67.8%	32.2%	3.2%	96.8%

- ・ 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げるケアホーム（重度）の場合、延床面積275㎡以上が設置義務あり。
- ・ 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げるケアホーム（中度軽度）・グループホームの場合、延床面積6,000㎡以上が設置義務あり。

(2) 自動火災報知設備（消防法第17条、消防法施行令第21条）

	設置合計		設置義務有		設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無
共同生活住居数	4,211	6,088	2,651	527	1,560	5,561
割合	40.9%	59.1%	83.4%	16.6%	21.9%	78.1%

- ・ 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げるケアホーム（重度）の場合、全ての共同生活住居に設置義務あり。
- ・ 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げるケアホーム（中軽度）・グループホームの場合、延床面積300㎡以上が設置義務あり。

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備（消防法第17条、消防法施行令第23条）

	設置合計		設置義務有		設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	設置有	設置無
共同生活住居数	3,409	6,890	1,947	441	1,462	6,449
割合	33.1%	66.9%	81.5%	18.5%	18.5%	81.5%

- ・ 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げるケアホーム（重度）の場合、全ての共同生活住居に設置義務あり。
- ・ 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げるケアホーム（中軽度）・グループホームの場合、延床面積500㎡以上が設置義務あり。

※ (1)～(3)に掲げる消防用設備の設置義務については、平成24年3月31日まで経過措置が設けられている。

2. 防火管理者の選任（消防法第8条、消防法施行令第1条の2第3項）

	防火管理者の選任		
	選任	未選任	義務無
共同生活住居数	2,599	210	7,490
割合	25.2%	2.0%	72.7%

- ・ 消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げるケアホーム（重度）は定員10人以上が設置義務あり。
- ・ 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げるケアホーム（中軽度）・グループホームは定員30人以上が設置義務あり。

3. 非常災害対策における計画の策定、避難訓練実施の有無
（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第70条（第154条及び第213条において準用））

	非常災害対策			
	計画の策定		避難訓練の実施	
	策定	未策定	実施	未実施
共同生活住居数	7,928	2,371	7,978	2,321
割合	77.0%	23.0%	77.5%	22.5%

4. 避難訓練への地域住民の参加

	地域住民の参加	
	有	無
共同生活住居数	969	9,330
割合	9.4%	90.6%

小規模社会福祉施設等の防火対策に係る緊急調査結果

本年3月13日に発生した札幌市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」（平成22年3月18日消防予第131号）により、全国の認知症高齢者グループホームをはじめとする小規模社会福祉施設等における防火対策について緊急の実態調査を行ったところですが、このたびその結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

調査の結果、消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設については、消防機関において重点的に是正指導を図っているところです。

調査結果の概要

○ 調査対象

- ① 主として自力避難の困難な者が入所する小規模社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000㎡未満のもの）

※ 内訳については3頁を参照

- ② 上記①以外の認知症高齢者グループホーム（以下「認知症GH」という。）で延べ面積が1,000㎡以上のもの

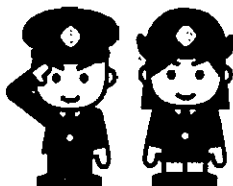
○ 消防法令違反の状況

	棟数	何らかの違反	(割合)
①小規模社会福祉施設等	16,140	5,541	34.3%
うち認知症GH (A)	9,973	2,918	29.3%
うち認知症GH以外 (B)	6,167	2,623	42.5%
②1000㎡以上の認知症GH	478	106	22.2%
(参考)認知症GH全体 (A+②)	10,451	3,024	28.9%

○ 平成19年消防法施行令等改正に係る経過措置期間中のスプリンクラー設備の設置状況 (新規義務付け対象：延べ面積275㎡以上1,000㎡未満)

	経過措置期間中 (~H24.3)	設置済み ※	未設置	(設置予定時期)			
				H22	H23	H24	未定
全体	9,105	2,550 28.0%	6,555 72.0%	1,411 15.5%	1,180 13.0%	1,050 11.5%	2,914 32.0%
認知症GH	6,320	1,989 31.5%	4,331 68.5%	1,100 17.4%	862 13.6%	589 9.3%	1,780 28.2%
認知症GH 以外	2,785	561 20.1%	2,224 79.9%	311 11.2%	318 11.4%	461 16.6%	1,134 40.7%

※ 設置免除の特例適用（予定）を含む。



【連絡先】 消防庁予防課

担当：三浦・村瀬

電話 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

調査対象施設の内訳

施設区分		件数	何らかの違反のある件数	
①小規模社会福祉施設等		16,140	5,541	34.3%
うち認知症GH (A)		9,973	2,918	29.3%
うち認知症GH以外 (B)		6,167	2,623	42.5%
高齢者関係	老人短期入所施設	738	222	30.1%
	養護老人ホーム	249	88	35.3%
	特別養護老人ホーム	316	62	19.6%
	有料老人ホーム(※1)	2,148	1,075	50.0%
	介護老人保健施設	229	58	25.3%
	老人短期入所事業を行う施設	246	96	39.0%
	(小計)	3,926	1,601	40.8%
乳児・障害児関係	乳児院	155	38	24.5%
	知的障害児施設	372	113	30.4%
	盲ろうあ児施設(※2)	71	21	29.6%
	肢体不自由児施設(※2)	67	22	32.8%
	重症心身障害児施設	81	30	37.0%
	(小計)	746	224	30.0%
障害者関係	障害者支援施設(※3)	632	150	23.7%
	短期入所を行う施設(※3)	262	77	29.4%
	共同生活介護を行う施設(※3)	981	517	52.7%
	(小計)	1,875	744	39.7%
その他	救護施設	93	22	23.7%
	その他	1,026	476	46.4%
	(小計)	1,119	498	44.5%
②認知症GH(1000㎡以上)		478	106	22.2%
(参考)認知症GH全体 (A+②)		10,451	3,024	28.9%

注:1つの棟で複数の事業を実施している場合があるため、(B)の全体件数と内訳の合計は一致しない。

※1 主として要介護状態にある者を入所させる施設に限る。

※2 通所施設を除く。

※3 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

平成19年消防法施行令等改正に係る経過措置期間中の消防用設備等に係る設置状況・設置予定時期

種別	施設区分	合計	設置済	特例適用 (予定)	未設置				
						平成22年	平成23年	平成24年	未定
スプリンクラー設備	経過措置中の対象物数	9,105	2442	108	6555	1411	1180	1050	2914
			26.8%	1.2%	72.0%	15.5%	13.0%	11.5%	32.0%
	認知症GH (経過措置中のもの)	6,320	1934	55	4331	1100	862	589	1780
			30.6%	0.9%	68.5%	17.4%	13.6%	9.3%	28.2%
	認知症GH以外 (経過措置中のもの)	2,785	508	53	2224	311	318	461	1134
			18.2%	1.9%	79.9%	11.2%	11.4%	16.6%	40.7%
自動火災報知設備	経過措置中の対象物数	3,885	1253	5	2627	349	238	574	1466
			32.3%	0.1%	67.6%	9.0%	6.1%	14.8%	37.7%
	認知症GH (経過措置中のもの)	2,109	660	0	1449	244	149	241	815
			31.3%	0.0%	68.7%	11.6%	7.1%	11.4%	38.6%
	認知症GH以外 (経過措置中のもの)	1,776	593	5	1178	105	89	333	651
			33.4%	0.3%	66.3%	5.9%	5.0%	18.8%	36.7%
消防機関へ通報する 火災報知設備	経過措置中の対象物数	6,763	2159	81	4523	646	461	847	2569
			31.9%	1.2%	66.9%	9.6%	6.8%	12.5%	38.0%
	認知症GH (経過措置中のもの)	4,114	1381	16	2717	485	315	407	1510
			33.6%	0.4%	66.0%	11.8%	7.7%	9.9%	36.7%
	認知症GH以外 (経過措置中のもの)	2,649	778	65	1806	161	146	440	1059
			29.4%	2.5%	68.2%	6.1%	5.5%	16.6%	40.0%

緊急調査結果【延べ面積1000㎡未満の(6)項口】

(平成22年4月20日報告分)

○調査対象物数(棟数)

16,140 対象物

○使用状況

	対象物数	割合
建物全てを社会福祉施設として使用	13,116	81.3%
建物の一部を社会福祉施設として使用	3,024	18.7%
何らかの違反があったもの	5,541	34.3%

○建物構造

	対象物数	割合
耐火	3,930	24.3%
準耐火(非木造)	2,701	16.7%
準耐火(木造)	739	4.6%
防火構造	1,089	6.7%
木造	6,195	38.4%
その他	1,486	9.2%

○消防法令違反の状況

		業務あり	違反件数	違反率
(1)消防用設備等	消火器具	16,140	188	1.2%
	屋内消火栓設備	714	30	4.2%
	非常警報設備(器具)	4,448	74	1.7%
	排煙設備	92	2	2.2%
	避難器具	1,280	28	2.2%
	誘導灯	15,532	546	3.5%
	その他の消防用設備等	559	20	3.6%
(2)防火管理等	防火管理者選任	15,123	881	5.8%
	消防計画	15,123	1,080	7.1%
	消防訓練	15,123	2,187	14.5%
	防災規制	16,140	2,033	12.6%
	避難管理等	16,140	473	2.9%
		業務あり	違反件数	違反率
消防用設備等点検報告違反		16,140	1,793	11.1%
防火対象物定期点検報告違反		728	211	29.0%
使用開始届		16,140	684	4.2%
建築基準法令違反		16,140	583	3.6%
その他の消防法令違反		16,140	321	2.0%

○経過措置の状況

		業務あり	違反件数	違反率	経過措置	経過措置中
消防用設備等	スプリンクラー設備	11,430	48	0.4%	8,990	6,466
	自動火災報知設備	16,140	242	1.5%	3,882	2,627
	消防機関へ通報する火災報知設備	15,951	99	0.6%	6,750	4,514

緊急調査結果【認知症GH(全数)】

(平成22年4月20日報告分)

○調査対象物数(棟数)

10,451 対象物

○使用状況

	対象物数	割合
建物全てを社会福祉施設として使用	8,437	80.7%
建物の一部を社会福祉施設として使用	2,014	19.3%
何らかの違反があったもの	3,024	28.9%

○建物構造

	対象物数	割合
耐火	2,335	22.3%
準耐火(非木造)	1,867	17.9%
準耐火(木造)	433	4.1%
防火構造	718	6.9%
木造	4,098	39.2%
その他	1,000	9.6%

○消防法令違反の状況

	業務あり	違反件数	違反率	
(1) 消防用設備等	消火器具	10,451	54	0.5%
	屋内消火栓設備	622	18	2.9%
	非常警報設備(器具)	3,056	29	0.9%
	排煙設備	80	2	2.5%
	避難器具	910	12	1.3%
	誘導灯	2,302	152	6.6%
	その他の消防用設備等	420	6	1.4%
(2) 防火管理等	防火管理者選任	10,344	335	3.2%
	消防計画	10,344	443	4.3%
	消防訓練	10,344	1,076	10.4%
	防災規制	10,451	1,042	10.0%
	避難管理等	10,451	320	3.1%
消防用設備等点検報告違反	10,451	768	7.3%	
防火対象物定期点検報告違反	400	100	25.0%	
使用開始届	10,451	221	2.1%	
建築基準法令違反	10,451	314	3.0%	
その他の消防法令違反	10,451	185	1.8%	

○経過措置の状況

	業務あり	違反件数	違反率	経過措置	経過措置未設置	
消防用設備等	スプリンクラー設備	8,338	40	0.5%	6,320	4,331
	自動火災報知設備	10,451	109	1.0%	2,109	1,449
	消防機関へ通報する火災報知設備	10,341	34	0.3%	4,114	2,717

小規模社会福祉施設等に係る緊急調査結果(都道府県別)

都道府県	小規模社会福祉施設等(1000㎡未満の(6)項口)									1000㎡以上の 認知症GH			(参考) 認知症GH(全体)		
	違反 対象物数	違反率	認知症GH (A)	違反 対象物数	違反率	認知症 GH以外	違反 対象物数	違反率	違反 対象物数	違反率	違反 対象物数	違反率	違反 対象物数	違反率	
北海道	1,044	375	35.9%	785	245	31.2%	259	130	50.2%	32	8	25.0%	817	253	31.0%
青森	453	70	15.5%	324	41	12.7%	129	29	22.5%	13	2	15.4%	337	43	12.8%
岩手	236	48	20.3%	137	14	10.2%	99	34	34.3%	2	0	0.0%	139	14	10.1%
宮城	358	72	20.1%	211	36	17.1%	147	36	24.5%	1	0	0.0%	212	36	17.0%
秋田	306	116	37.9%	193	75	38.9%	113	41	36.3%	4	0	0.0%	197	75	38.1%
山形	227	47	20.7%	105	11	10.5%	122	36	29.5%	3	0	0.0%	108	11	10.2%
福島	294	68	23.1%	163	15	9.2%	131	53	40.5%	2	0	0.0%	165	15	9.1%
茨城	392	116	29.6%	284	78	27.5%	108	38	35.2%	12	4	33.3%	296	82	27.7%
栃木	198	85	42.9%	112	42	37.5%	86	43	50.0%	4	2	50.0%	116	44	37.9%
群馬	363	138	38.0%	208	90	43.3%	155	48	31.0%	12	2	16.7%	220	92	41.8%
埼玉	530	230	43.4%	303	121	39.9%	227	109	48.0%	22	9	40.9%	325	130	40.0%
千葉	533	269	50.5%	320	155	48.4%	213	114	53.5%	14	4	28.6%	334	159	47.6%
東京	617	225	36.5%	313	88	28.1%	304	137	45.1%	17	4	23.5%	330	92	27.9%
神奈川	829	370	44.6%	545	217	39.8%	284	153	53.9%	1	1	100.0%	546	218	39.9%
新潟	271	49	18.1%	155	20	12.9%	116	29	25.0%	14	3	21.4%	169	23	13.6%
富山	146	33	22.6%	81	17	21.0%	65	16	24.6%	11	0	0.0%	92	17	18.5%
石川	198	47	23.7%	144	27	18.8%	54	20	37.0%	7	4	57.1%	151	31	20.5%
福井	68	10	14.7%	47	7	14.9%	21	3	14.3%	2	0	0.0%	49	7	14.3%
山梨	98	28	28.6%	52	14	26.9%	46	14	30.4%	5	2	40.0%	57	16	28.1%
長野	363	129	35.5%	166	47	28.3%	197	82	41.6%	6	0	0.0%	172	47	27.3%
岐阜	355	183	51.5%	230	117	50.9%	125	66	52.8%	8	2	25.0%	238	119	50.0%
静岡	351	129	36.8%	264	90	34.1%	87	39	44.8%	14	5	35.7%	278	95	34.2%
愛知	643	254	39.5%	355	116	32.7%	288	138	47.9%	23	5	21.7%	378	121	32.0%
三重	300	143	47.7%	152	66	43.4%	148	77	52.0%	3	1	33.3%	155	67	43.2%
滋賀	140	43	30.7%	89	28	31.5%	51	15	29.4%	4	1	25.0%	93	29	31.2%
京都	229	22	9.6%	106	9	8.5%	123	13	10.6%	6	0	0.0%	112	9	8.0%
大阪	802	473	59.0%	425	193	45.4%	377	280	74.3%	28	6	21.4%	453	199	43.9%
兵庫	379	108	28.5%	234	58	24.8%	145	50	34.5%	32	5	15.6%	266	63	23.7%
奈良	137	78	56.9%	88	47	53.4%	49	31	63.3%	4	1	25.0%	92	48	52.2%
和歌山	142	36	25.4%	86	17	19.8%	56	19	33.9%	7	0	0.0%	93	17	18.3%
鳥取	99	9	9.1%	62	4	6.5%	37	5	13.5%	7	0	0.0%	69	4	5.8%
島根	153	51	33.3%	110	36	32.7%	43	15	34.9%	4	0	0.0%	114	36	31.6%
岡山	373	86	23.1%	275	59	21.5%	98	27	27.6%	5	1	20.0%	280	60	21.4%
広島	336	65	19.3%	237	39	16.5%	99	26	26.3%	21	6	28.6%	258	45	17.4%
山口	243	54	22.2%	134	36	26.9%	109	18	16.5%	13	2	15.4%	147	38	25.9%
徳島	138	24	17.4%	124	20	16.1%	14	4	28.6%	10	2	20.0%	134	22	16.4%
香川	122	41	33.6%	85	22	25.9%	37	19	51.4%	10	3	30.0%	95	25	26.3%
愛媛	305	106	34.8%	251	88	35.1%	54	18	33.3%	11	6	54.5%	262	94	35.9%
高知	168	57	33.9%	135	48	35.6%	33	9	27.3%	6	4	66.7%	141	52	36.9%
福岡	753	259	34.4%	506	168	33.2%	247	91	36.8%	42	4	9.5%	548	172	31.4%
佐賀	272	109	40.1%	146	42	28.8%	126	67	53.2%	6	2	33.3%	152	44	28.9%
長崎	445	72	16.2%	342	53	15.5%	103	19	18.4%	15	2	13.3%	357	55	15.4%
熊本	447	153	34.2%	193	53	27.5%	254	100	39.4%	4	1	25.0%	197	54	27.4%
大分	263	77	29.3%	105	17	16.2%	158	60	38.0%	5	0	0.0%	110	17	15.5%
宮崎	302	160	53.0%	148	52	35.1%	154	108	70.1%	0	0	0.0%	148	52	35.1%
鹿児島	511	62	12.1%	377	40	10.6%	134	22	16.4%	2	1	50.0%	379	41	10.8%
沖縄	208	162	77.9%	66	40	60.6%	142	122	85.9%	4	1	25.0%	70	41	58.6%
合計	16,140	5,541	34.3%	9,973	2,918	29.3%	6,167	2,623	42.5%	478	106	22.2%	10,451	3,024	28.9%

平成22年3月17日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等の点検について

去る3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

このような痛ましい火災の発生を未然に防止するため、障害者のグループホーム・ケアホームにおいても、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県は、管内のグループホーム・ケアホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、グループホーム・ケアホームにおいて下記に留意の上点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、現在、認知症高齢者グループホーム等に関して、別添のとおり調査を行うこととしており、調査項目及び対象施設等に関して検討がなされていますが、障害者のグループホーム・ケアホームについても同様の調査を行う予定であり、その具体的な調査項目及び対象施設等については改めて連絡いたしますので、ご了承ください。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホーム・ケアホームを運営する事業者は、指定基準第154条及び第213条第213条において準用する第70条に定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合は、速やかな対応を講じること。

【点検をお願いしたい項目】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

2. 消防法その他法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第 154 条及び第 213 条において準用する第 70 条第 1 項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

平成 21 年 4 月施行の消防法施行令により新たに義務付けられたスプリンクラー、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、平成 24 年 3 月まで猶予が設けられているが、利用者の安全性を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金等を活用しつつ、速やかに設置を進めること。

【点検をお願いしたい項目】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

3. 地域との連携

指定基準第 154 条及び第 213 条で準用する第 70 条第 1 項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備にあたって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めること。

【点検をお願いしたい項目】

- 消防団や近隣住民との連携状況

参 考

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(抄) (平成十八年厚生労働省令第七十一号)

(非常災害対策)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(準用)

第二百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。 (後略)

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条、第百六条、第四百一条から第四百六条まで、第四百八条、第四百九条及び第五百一条から第五百三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。 (後略)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (抄) (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)

第四 療養介護

3 運営に関する基準

(19) 非常災害対策(基準第 70 条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画

をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえようような体制作りを求めることとしたものである。

第九 共同生活介護

3 運営に関する基準

(13) 準用(基準第154条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条及び第106条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)を参照されたい。

第十五 共同生活援助

3 運営に関する基準

(3) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条、第106条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

○消防法(抄)(昭和二十三年法律第百八十六号)

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所

轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

- 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

○消防法施行規則（抄）（昭和三十六年自治省令第六号）

（防火管理に係る消防計画）

第三条 防火管理者は、令第四条第三項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- 一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）
 - イ 自衛消防の組織に関すること。
 - ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
 - ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。
- 二 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
 - ト 防火管理上必要な教育に関すること。
 - チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。
 - リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
 - ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項
- 三 令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分を除く。）及び同項第三号に掲げる防火対象物
 - イ 消火器等の点検及び整備に関すること。

ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関する事。

ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事。

ニ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事。

ホ 前号イ及びトからヌまでに掲げる事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九条第二号において同じ。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

3 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、第一項の消防計画に、当該防火対象物の当該権原の範囲を定めなければならない。

4～11（略）

消防予第260号
平成22年6月10日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策
の徹底について

平成22年3月13日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、消防庁では同日付けで「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)を発出するとともに、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」(平成22年3月18日付け消防予第131号)により、小規模社会福祉施設等に対し防火安全対策の更なる徹底及び関係部局と連携した緊急調査の実施をお願いしていたところです。

この結果については平成22年6月7日付けで連絡したところですが、この度、厚生労働省、国土交通省における調査結果を受けて、別添1のとおり、3省庁緊急調査結果と今後の対処方針について公表しましたので、お知らせします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、下記事項に留意されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、引き続き小規模社会福祉施設等に対する防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中(平成24年3月31日まで)のものにあつても早期の設置を促進する。

2 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

3 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

4 その他

厚生労働省老健局高齢者支援課長から別添2のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添3のとおり通知がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら小規模社会福祉施設等の防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

【連絡先】

担当：消防庁予防課 三浦・村瀬・篠木

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

アドレス h.shinoki@soumu.go.jp